

政策調整会議の概要

開催日 平成 30 年 8 月 31 日（金）

◎項 目

- 1 所属別時間外勤務の状況について【総務部】
- 2 夏期特別休暇の実施期間の延長について【総務部】
- 3 災害対策本部会議の対応について【危機管理部】

◎内 容

1 平成 30 年度 7 月の時間外勤務の状況について【総務部】

総務部より平成 30 年度 7 月の時間外勤務に関する説明及び協議が行われた。

（総務部）

7 月は、対前年比で大幅に時間外勤務が増加している。突発的な事象や本年度に実施の新たな施策等に時間を要していること、恒常的な業務で時間外勤務が増加していることなどに加え、災害対応に従事したことが大幅な増加に繋がったものと考えられる。

引き続き各部局において、時間外勤務の状況を確認し、課長会等で情報を共有して、業務が個人の負担にならないよう過重勤務者検診を受診させることや、振り替え休日を取得させるほか、業務分担の見直しなど体制上の配慮をお願いします。

（副知事）

時間外勤務が増加した大きな要因は災害対応が理由と考えられる。今後、台風も近づいており、さらなる災害対応も予想されるが、平時には思い切った仕事の見直しや効率化を図り、取得すべき休暇はしっかりと取得して、ワークライフバランスを念頭において業務に取り組むこと。

2 夏期特別休暇の実施期間の延長について【総務部】

総務部より夏期特別休暇の実施期間の延長に関する説明及び協議が行われた。

（総務部）

7 月豪雨の影響により、各所属における業務の日程等に大幅な変更が生じるなど、夏期休暇の取得計画自体にも大幅な影響が出ていることから、夏期休暇の取得期間を 1 月間延長し、10 月末まで取得可能としたい。

夏期休暇の付与日数を増やすものではなく、取得期間を延長するものであり、改めて所属職員に休暇の取得を促すようお願いする。

3 災害対策本部会議の対応について【危機管理部】

危機管理部より災害対策本部会議の対応に関する説明及び協議が行われた。

（危機管理部）

災害対策本部会議への対応について、従来本部員である各部の部長が出席しているところであるが、これまで通り、本部会議には原則部長が出席すること。ただし、他の公務や都合により出席が困難な場合、副部長が出席をすることとし、部長、副部長間における情報共有をお願いします。

また、災害の内容や緊急度に応じて、本部会議の規模を必要最小限にして開催することとする。開催が事前に予想される場合、連絡員を通じて早めの連絡を実施することとするが、本部会議出席者は飲酒を控えるなど自覚ある行動を心掛けていただきたい。

（副知事）

副部長の本部会議への出席について、例えば部長が長期海外出張中で、予想もしない事態により至急災害本部会議を開催しなければならない場合などが当たる。その際、他の用件があり、副部長も出席が困難な場合は、事前に私まで報告をすること。